

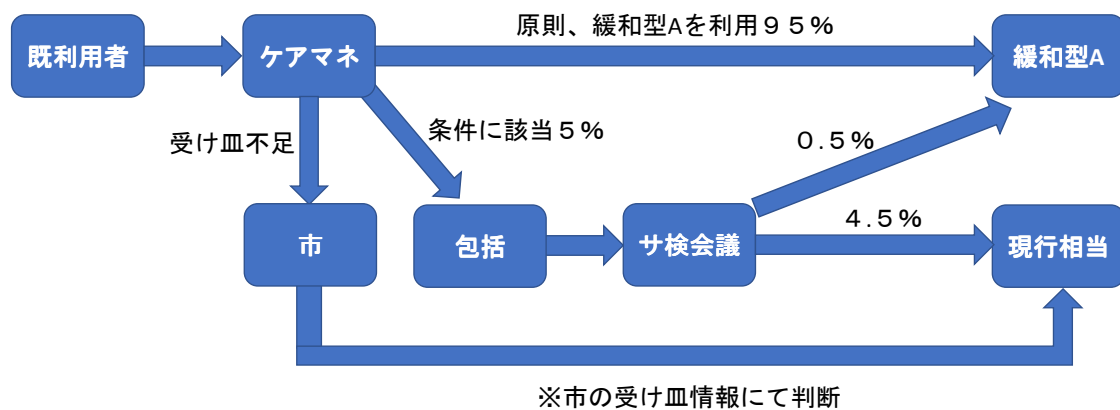
介護予防・日常生活支援総合事業 平成30年度の方針について

- 本市では、平成29年度から総合事業を開始し、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成30年3月末をもって終了し、すべて総合事業のサービスへ移行することになります。
- 総合事業のサービスとして現在、現行相当サービスと緩和型サービスの2種類があり、利用するサービスは原則、緩和型サービスとしています。
- 「岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針」に基づき、平成29年度においては、サービスを既に利用されている方については、利用するサービスが変更することの影響を考慮し、緩和型サービスへの移行期間を1年間設け、現行相当サービスの利用も可としてきました。
- 平成30年度以降は、予定どおり、既利用者についても、原則、緩和型サービスを利用することとし、真に現行相当サービスの必要性がある場合は、サービス選択検討会議に付議し、その必要性についての判断を参考とすることになります。
- サービス選択検討会議の詳細については、「サービス選択検討会議について」のとおりで、現行相当サービスの必要性が認められる条件は、以下のとおりです。
 - 訪問型サービス
 - ①身体・精神・知的障害や認知機能の低下により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
 - ②退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者
 - ③ゴミ屋敷となっている者や、社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者
 - ④心疾患や呼吸器疾患、癌などの疾患が起因となって、日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
 - 通所型サービス
 - ①身体・精神・知的障害や認知機能の低下により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
 - ②専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで、状態の改善・維持が見込まれる者
- 平成29年度、サービス選択検討会議に付議された事例は全体の5%不足で、内容は「平成29年度サービス検討選択検討会議付議案件」のとおりとなります（残りの95%は緩和型サービスを利用）。この内容を参考にし、真に現行相当サービスが必要な場合は、担当の地域包括支援センターに相談のうえ、会議に付議する内容に該当するか否かを決定してください。（図1参照）
- 内容が該当する場合は、所定の手続きを行い、サービス選択検討会議に付議依頼してください。
- 現行相当サービスを利用する理由として、緩和型サービス事業所の受け皿不足を理由とする場合

は、サービス選択検討会議に付議せず、市が緩和型サービス事業所からの情報を集約した「サービス提供状況一覧表（受け皿情報）」にて、その当否を判断します。

○受け皿不足の場合は、事前に市へ相談のうえ、所定の手続きを行ってください。受け皿不足の当否は毎月判断するものとします。

○【図1】総合事業サービス利用の流れ



○【参考】本市の介護予防訪問介護のサービス利用状況（H28 包括直プラン分）

